

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2027総合講義（入門／演習／速習共通テキスト）	2
民法	2
不動産登記法 上巻	3
不動産登記法 下巻	4
会社法	5
商業登記法	6
肢別過去問集 平成6年～令和6年	7
民法 vol.1	7
民法 vol.2	7
不動産登記法 vol.1	7
不動産登記法 vol.2	7
2027書式ひな形集	8
不動産登記法	8
2027記述解法ベーシック	9
不動産登記法	9
商業登記法	11

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから 10年 で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから 5年 で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
47	論点「詐欺取消しと損害賠償」 2行目	不法行為	不法行為に基づく損害賠償請求ができるかが問題となる	26/4/8
65	表「代理と詐欺」の行「②」 の列「処理」	相手方は取り消すことができる (101 II : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	相手方は取り消すことができる (96 I : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	26/3/18
87	「論点・時効学説」の「問題 の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/10/22
112	下から1～2行目	→ B を相手方とする ※ C は賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→ B及びC を相手方とする	25/12/10
190	下から3行目	最判昭 33. 11.7	最判昭 33. 1.17	26/4/8
316	「(3) 効果」のイ～オ	イ 債務者と引受人との契約によってすることもできるが、債権者の承諾が必要になる(同Ⅲ) ∴ 債務者の交代によって債権者が不利益を被るおそれがある ウ 引受人は… エ 債務者が… オ 債権者は…	〈 イ 削除〉 イ 引受人は… ウ 債務者が… エ 債権者は…	26/5/13
333	「Advance相殺予約と法定相殺」のすべて	 相殺予約と法定相殺 旧法下において…は否定される	〈 削除 〉	26/5/13
431	「2. 法的性質」の本文3～4行目	適用がない(677 の2)	適用がない(667 の2)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	<削除>	25/11/12

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	(ア)の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規3③） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規3④） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規3④） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規3⑤） ⑫権利消滅の定め（規3⑥） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規3⑦） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規3⑧） ⑮買戻特約の登記（規3⑨）	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規3④） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規3⑤） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規3⑤） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規3⑥） ⑫権利消滅の定め（規3⑦） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規3⑧） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規3⑨） ⑮買戻特約の登記（規3⑩）	26/3/18
89	最終行	（規3⑤参照）	（規3⑥参照）	26/3/18
115	上から6行目	（規3⑥）	（規3⑦）	26/3/18
150	「(1) 意義」の4行目	離婚の時から2年以内に、	離婚の時から5年以内に、	26/6/10
174	下から7～6行目	（規3⑨）	（規3⑩）	26/3/18
178	最終行	（規3⑨）	（規3⑩）	26/3/18
179	「5. 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
197	最終行	（規3⑥）	（規3⑦）	26/3/18
200	最終行	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18
209	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
211	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
216	「3. 登記の実行」の2行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
219	「3. 登記の実行」の1行目	（規3⑦）	（規3⑧）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
223	「エ 利害関係人の承諾を証する情報」の「cf.」	cf. 一部抹消の實質を有する変更登記(ex. 減額変更登記)の場合、登記上の利害関係人が存在するときは、その承諾を証する情報等を提供しなければ申請することができない（68、令別表 26 添付情報欄ヘト類推）	＜削除＞	26/7/1
242	「2. 転抵当」の(1)②の3行目	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借債権額 1 億円のうち 5,000 万円年月日設定」	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借金 1 億円のうち金 5,000 万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)③の3行目	→登記の目的＝「1 番抵当権の一部（金 1 億円のうち 5,000 万円分）転抵当」	→登記の目的＝「1 番抵当権の一部（金 1 億円のうち金 5,000 万円分）転抵当」	25/12/10
244	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
245	最終行	、規3④	、規3⑤	26/3/18
247	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
248	「2. 登記申請手続」の(1)イの4～7行目	債権質の成立の日付＝ 原則：債権質設定契約の日 質権の目的となる債権が、譲渡に債権証書の交付を要するものである場合：証書を交付した日（民 363）	＜削除＞	26/4/8
295	「(5) 登記の実行」の3行目	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18
305	「(4) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
310	「(4) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
312	「(5) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
315	「4. 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
332	「(5) 登記の実行」の1行目	付記登記で（規3②ニ）	付記登記でされる（規3②ニ）	26/7/1
334	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
344	「(3) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
362	「(3) 登記の実行」の1行目	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
18	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
23	「3. 付記登記による実行」の3行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
67	「3. 登記の実行」の5行目	（規3③）	（規3④）	26/3/18
73	「3. 登記の実行」の3行目	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																
77	「(3) 登記の実行」の4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																
81	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
82	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
100	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
102	上から6行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
103	「(3) 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
116	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
123	上から11行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																
135	上から3～4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																
140	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																
192	上から3行目	判決がなされた場合、支払を受けた後、	判決がなされた場合、支払を行った後、	26/3/18																
308	上から12行目	2年以下の懲役又は	2年以下の拘禁刑又は	26/5/13																
312	表「審査請求の横断整理」の 行「登記官 供託官」の 列「不動産登記」の2行目	<table><tr><td rowspan="2">登記官 供託官</td><td colspan="2">理由あり：相当の処分</td></tr><tr><td></td><td>+審査請求人に通知</td></tr><tr><td></td><td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td><td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td></tr></table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分			+審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	<table><tr><td rowspan="2">登記官 供託官</td><td colspan="2">理由あり：相当の処分</td></tr><tr><td>+審査請求人に通知</td><td>+審査請求人に通知</td></tr><tr><td></td><td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td><td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td></tr></table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+審査請求人に通知	+審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	25/12/10
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																			
		+審査請求人に通知																		
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																		
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																			
	+審査請求人に通知	+審査請求人に通知																		
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																		
319	「先例 閲覧できる正当な理由」の囲み内6行目	附属書類を請求人が閲覧る	附属書類を請求人が閲覧する	26/5/13																

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	見出し(1)	(1) 1. (3)発起人による株式の引受け及び1. (4)出資の履行について	(1) 1. (4)発起人による株式の引受け及び1. (5)出資の履行について	26/6/10
16	見出し(2)	(2) 1. (5)設立時役員等の選任について	(2) 1. (6)設立時役員等の選任について	26/6/10
16	見出し(3)	(3) 1. (6)設立時取締役等による設立調査手続について	(3) 1. (7)設立時取締役等による設立調査手続について	26/6/10
50	最終行	に備え置かなければならない(223 I)	に備え置かなければならない(231 I)	26/5/13

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
51	上から4行目	ればならない(223Ⅱ)	ればならない(231Ⅱ) ① 株券喪失登録簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 ② 株券喪失登録簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求	26/5/13
51	見出し(5)	(5) 株券を所持する者による株券登録喪失抹消の申請	(5) 株券を所持する者による株券喪失登録抹消の申請	26/5/13
52	見出し(6)	(6) 株券喪失登録者による株券登録喪失抹消の申請	(6) 株券喪失登録者による株券喪失登録抹消の申請	26/5/13
73	「(2) 手続」の本文5行目	非取締役改設置会社	非取締役会設置会社	26/6/10
99	下から12行目	電子提供措置をとらなければならない	電子提供措置をとらなければならない	26/5/13
156	「(4) 権限」の本文2行目	臨時計算書類(並びに連結	臨時計算書類並びに連結	26/5/13
305	※5の下の方の表1行目			26/5/13

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
273	【申請書】1. 登記すべき事項の3行目	会社成立年月日 令和3年12月20日	会社成立年月日 平成〇年〇月〇日	26/8/19
275	【申請書】1. 登記すべき事項の3行目	会社成立年月日 令和3年12月20日	会社成立年月日 平成〇年〇月〇日	26/8/19

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
267	問431 (H10-11-イ、H22-12-ア、H23-11-4、R06-11-イ) の解説 8行目	「その物に関して生じた債権」とは言えなので、	「その物に関して生じた債権」とは言えな い ので、	26/3/18

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
173	問55 (H24-22-イ) の正誤	○	×	25/11/12

不動産登記法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
120	問234 (H06-23-ア) の問題3行目	持分を5の4とする	持分を5 分 の4とする	26/6/10
260	問83 (H31-25-イ) の問題1行目	甲土地の乙区1番にBを	Aを所有権の登記名義人とする甲土地の乙区1番にBを	26/5/13

不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	問39 (R05-27-ウ、R06-27-エ) の問題	根抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、 不動産の個数1個につき1000円 である。	抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、 債権金額に1000分の1を乗じた額 である。	26/3/18
79	問2 (R06-13-カ) の解説	相続人に対する遺贈による所有権移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる (63Ⅲ)。	相続人に対する遺贈による所有権移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる (63Ⅲ)。本規定は、その文言から、地上権の移転の登記には適用されないため、原則通り共同申請が要求される (60)。したがって、本肢は誤っている。	26/5/13
85	問15 (H29-27-イ) の解説3行目	記を申請した際の 財率 を控除した割合を	記を申請した際の 税率 を控除した割合を	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
124	問134（H31-25-㉔）の問題1行目	甲土地上にBを所有権の登記名義人とする乙建物があり、	Aを所有権の登記名義人とする甲土地上にBを所有権の登記名義人とする乙建物があり、	26/5/13
151	問62（R05-21-イ）の解説4行目以降	地目、地積、敷地権の種類及び割合を申請情報の内容とすることを要する（不登令3⑩へ）。したがって、本肢は、誤っている。	地目、地積を申請情報の内容とすることを要しない（不登令6Ⅰ③、不登規34Ⅱ）。ただし、敷地権の種類及び割合は省略することができないため、申請情報の内容とすることを要する（不登令3⑩へ）。したがって、本肢は、敷地権の種類及び割合についても省略することができる点で誤っている。	26/1/14
151	問63（H27-21-㉔）の解説下から1～3行目	72条2項による所有権保存登記の添付情報については、敷地権のない区分建物と敷地権付き区分建物の場合に分けて、整理しておいてほしい。	〈削除〉	26/8/19
196	問165（H31-25-エ）の問題1～2行目	Aが死亡し、Aに配偶者B並びに子C及びDがいる場合において、甲土地について、Aの債権者E	Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが死亡し、Aに配偶者B並びに子C及びDがいる場合において、Aの債権者E	26/5/13
341	問271（H28-26-㉔）の解説3行目以降	と規定する。そして、157条3項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない（157Ⅰ、不登規186）。	25/10/22

2027書式ひな形集

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	ひな形073の「変更後の事項」	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め の 廃止	25/11/12
201	ひな形224の「不動産の表示」	不動産の表示 甲土地の所在・地番・地目・地籍（順位番号2番） 乙土地の所在・地番・地目・地籍（順位番号1番）	不動産の表示 甲土地の所在・地番・地目・地積（順位番号2番） 乙土地の所在・地番・地目・地積（順位番号1番）	26/5/13
213	ひな形239の「不動産の表示」	不動産の表示 承役地 所在・地番・地目・地籍 要役地 所在・地番・地目・地籍	不動産の表示 承役地 所在・地番・地目・地積 要役地 所在・地番・地目・地積	26/5/13

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
2	別紙1の原因及びその日付 〔登記の日付〕	平成8年2月1日新築	令和8年2月1日新築	26/8/19
4	解答例(1)の上記以外の申請事 項等の1行目	申請人 東京都江戸川区乙町二丁目2番2号	所有者 東京都江戸川区乙町二丁目2番2号	26/8/19
12	解答例(1)の上記以外の申請事 項等の2行目以降に追加	東京都江戸川区乙町三丁目3番3号	東京都江戸川区乙町三丁目3番3号 申請人 山田健太郎	26/8/19
102	解答例第1欄(1)の上記以外の 申請事項等	権利者 亡北側修 上記相続人 北川辰子 北川みづえ 西山みさ子	権利者 亡北側修 上記相続人 北川剛 義務者 北川辰子 北川みづえ 西山みさ子	26/7/1
103	解答例第2欄(1)の登記原因及 びその日付	令和7年8月16日解除	令和7年8月16日合意解除	26/7/1
112	解答例第1欄(1)の添付情報の 4行目以降に追加	会社法人等番号 代理権限証明情報	会社法人等番号 印鑑証明書 代理権限証明情報	26/8/19
112	解答例第1欄(2)の添付情報の 2行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
113	解答例第2欄(1)の上記以外の 申請事項等	申請人 犬山正弘 法74条1項1号申請	所有者 犬山正弘 令和8年6月10日法74条1項1号申請	26/8/19
113	解答例第2欄(1)の添付情報の 1行目	登記原因証明情報 住所証明情報	住所証明情報	26/7/1
113	解答例第2欄(2)の添付情報の 2行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
128	別紙2所有者の欄2行目	埼玉県三郷市甲町一丁目1番1号 持分2分の2 田中夏代	埼玉県三郷市甲町一丁目1番1号 持分3分の2 田中夏代	26/8/19

154	(2) 登記名義人住所変更登記の要否の上から2～5行目	登記を申請しなければならない。 申請情報の内容である登記義務者の住所が登記記録と合致しない場合、 所有権移転登記 の申請は却下される(25⑦)。したがって、本問では、 代位弁済 を原因とする抵当権の移転登記の申請をする前提として、抵当権者であるあかね銀行株式会社の登記名義人商号変更	登記を申請しなければならない(76の5)。 本件は「 抵当権の登記名義人 」であるため本条の適用はないが、申請情報の内容である登記義務者の住所が登記記録と合致しない場合、 抵当権移転登記 の申請は却下される(25⑦)。したがって、本問では、 会社分割 を原因とする抵当権の移転登記の申請をする前提として、 移転登記の登記義務者となる 抵当権者であるあかね銀行株式会社の登記名義人商号変更	26/8/19
164	解答例第1欄(1)の添付情報の4行目	代理権限証明情報 登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
165	解答例第2欄(1)の添付情報の3行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
165	解答例第2欄(2)の添付情報の3行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
166	(2) 会社と取締役との利益相反取引の上から4～8行目	株式会社が自らの債務を担保するために抵当権を設定した後、当該株式会社の取締役が当該会社の債務を引き受ける行為は、本条の利益相反取引に該当する。 したがって、本問ではウエストリバー株式会社において承認決議が必要とされるところ、〔事実関係に関する補足〕3により、 当社の株主総会議事録を登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報として提供する。	会社の債務のため、会社所有の不動産について抵当権を設定した後、債務者をその代表取締役個人に変更する場合、利益相反に関する会社の承認は要しない(昭和41.6.8民三397号)。 したがって、本問ではウエストリバー株式会社において承認決議は不要であり、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報の提供も不要となる。	26/8/19
184	解答例第1欄(1)の添付情報の4行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
246	解答例第1欄(1)の登録免許税	金4万円	金4万 1000 円	26/8/19
256	解答例第1欄(1)の上記以外の申請事項等の1行目	変更後の事項 優先の定め 株式会社パインファイナンスが株式会社桃ローンに優先する	優先の定め 株式会社パインファイナンスが株式会社桃ローンに優先する	26/8/19
267	<参考>①の申請情報の概要の登記の目的	1番根抵当権変更	1番 共同 根抵当権変更	26/8/19
276	解答例第1欄(1)の添付情報の2行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
108	別紙 5 の 5(2)	(2) 募集株式の引受けについて、令和 8 年 6 月 2 日付けで新平成企画株式会社と引受人 R との間で総数引受契約（引受株式数 300 株）が、令和 8 年 6 月 3 日付けで新平成企画株式会社と引受人 S との間で総数引受契約（引受株式数 200 株）が、それぞれ適法に締結されている。	(2) 募集株式の引受けについて、令和 8 年 6 月 2 日付けで新平成企画株式会社、引受人 R（引受株式数 300 株）及び引受人 S（引受株式数 200 株）との間で総数引受契約が適法に締結されている。	26/8/19
112	第 1 欄【添付書面の名称及び通数】の 3 行目	取締役の過半数の一致を証する書面 1 通	<削除>	26/8/19
112	第 1 欄【添付書面の名称及び通数】の 5 行目	募集株式の総数引受契約を証する書面 2 通	募集株式の総数引受契約を証する書面 1 通	26/8/19
208	第 1 欄【登記すべき事項】の 1～2 行目	令和 8 年 6 月 20 日変更 発行可能株式総数 4400 株	令和 8 年 6 月 20 日次のとおり変更 当会社の甲種類株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を得ることを要する。 同日変更 発行可能株式総数 4400 株	26/8/19
254	第 1 欄【登記すべき事項】の下から 9～10 行目	金 100 万円 役員に関する事項	金 100 万円 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主が、当会社の株式を譲渡により取得するときは、当会社が承認をしたものとみなす。 役員に関する事項	26/8/19
293	第 26 問、問 1 の 1 行目	本店移転後の所在地	本店移転前の所在地	26/8/19
293	第 26 問、問 2 の 1 行目	本店移転前の所在地	本店移転後の所在地	26/8/19
314	第 1 欄【登記すべき事項】の 1～2 行目	令和 8 年 6 月 1 日代表取締役 A 辞任 同日設置 支店 1 埼玉県さいたま市浦和区上木崎八丁目 8 番 8 号	令和 8 年 6 月 1 日代表取締役 A 辞任 同日次の者就任 千葉県市川市香取一丁目 2 番 3－404 号 代表取締役 B 同日設置 支店 1 埼玉県さいたま市浦和区上木崎八丁目 8 番 8 号	26/8/19